

病院だより

市民病院管理課
☎43-251(代表)

市民病院からの紹介状をお持ちください

紹介状をお持ちください

市民病院以外の医療機関で何らかの治療を受けられている方が、新たに市民病院で受診される場合は、他の医療機関での診療情報が大変重要になります。受診中の医療機関に紹介状を書いていただくようお願いしてください。

市民病院に紹介状をお持ちになった方は、初診時の特定初診料(1,050円)は必要ありません。

他の病院からの紹介状をお持ちください



神経内科を開設しました

5月1日から内科の一部門として、神経内科の診療を開始しました。

診療日 火・木曜日(祝日は除く)

受付時間 午前7時45分～11時30分

(午後は予約のみの診療となります)

神経内科では、脳、せき髄、末梢神経などの神経系と筋肉系の病気を扱います。



頭痛、めまい、複視、しびれ、手足の震えや脱力、歩行障害、運動障害、物忘れ、言語障害、失神、意識障害、けいれんなどの症状が主なものです。

代表的な病気としては、偏頭痛、脳卒中、パーキンソン病、アルツハイマー病、髄膜炎、脳炎、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、せき髄小脳変性症、神経難病などがあります。

神経内科は、消化器内科や循環器内科などと同様に、内科の診療科の一つで、他の病気に合併する神経障害も診療します。

また、脳やせき髄、末梢神経の病気を扱うことから、脳神経外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科などの診療科とも密接な関係があります。市民病院内の各部門と連携し、安全で精度の高い医療を実践してまいります。

神経内科部長 水野恵介

国保ガイド

国民健康保険(国保)の加入・脱退には届け出が必要です

国保には誰が加入するの？

農業やお店などを経営している自営業の方やアルバイトなどで職場の健康保険(被用者保険)に加入していない方、退職して職場の健康保険をやめた方などが国保に加入します。

加入・脱退には、届け出が必要です

次の場合に当てはまる時は、届け出が必要です。市役所1階市民課国保年金係または、支所1階市民サービス課市民サービス係で手続きをしてください。

国保に加入する時

転入・出生により、袋井市に住所を定めた時

被用者保険(社会保険、健康保険組合、共済組合など)の被保険者でなくなった時

被用者保険の被扶養者でなくなった時

持ち物 健康保険等脱退連絡票(退職日が分かる書類)、年金手帳(60歳未満の方)または、年金証書(60歳以上の方)

上で厚生年金・共済年金を受給している方、認め印

国保を脱退する時

転出により、他の市町村へ住所を移す時

被用者保険の被保険者になった時
被用者保険の被扶養者になった時

持ち物 健康保険等脱退連絡票または、加入した被用者保険被保険者証、認め印、国保の保険証



年度の途中で世帯の転入・転出や被保険者の増減があった場合は、国保の税額が変わります。

国保に加入する届け出をした場合は、加入した日の属する月の分から、年度途中に脱退した場合は、脱退した日の属する月の前月までの月割りで国保税を計算します。例えば、4月16日に国保に加入し、7月20日に脱退した場合は、4月～6月分の国保税を納めていただくこととなります。



市民課国保年金係 ☎4433113 市民サービス課市民サービス係 ☎239212